

計算の基になって
いる被保険者全員
分の所得額、また
そこから算出され
る所得割額など、
年税額を算出する
基礎数値がそれぞ
れ記載されていま
す。

あん分率（税率）
が記載されていま
す。

国民健康保険税 賦課決定明細

		医療給付費分		後期高齢者医療支援金分		介護納付金分	
所得割	課税所得額	3,540,000 (円)		3,540,000 (円)		1,370,000 (円)	
	所得割額(A)	236,826		98,766		31,099	
資産割	固定資産税額	0 (円)		0 (円)		0 (円)	
	資産割額(B)	0 (円)		0 (円)		0 (円)	
均等割	均等割額(C)	2 (人)	40,400 (円)	2 (人)	17,600 (円)	1 (人)	8,700 (円)
	均等割額(D)	21,300		7,700		7,200	
積算合計	(A+B+C+D) (E)	298,526 (円)		124,066 (円)		46,999 (円)	
軽減措置	均等割額(F)	0 (円)		0 (円)		0 (円)	
	平等割額(G)	0 (円)		0 (円)		0 (円)	
限度超過額(H)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
未就学軽減額(I)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
月割減額(J)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
減免額等(K)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
現在人員端数(L)		2 (人)	26 (円)	2 (人)	66 (円)	1 (人)	99 (円)
過年度賦課済額(M)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
減額合計	(F+G+H+I+J+K+L+M)(N)	26 (円)		66 (円)		99 (円)	
年税額	(E-N)	298,500 (円)		124,000 (円)		46,900 (円)	

あん分率(額)	所得割額(円)	資産割額(円)	均等割額(円)	平等割額(円)
医療給付費分	課税所得額× 6.69 /100	固定資産税額× 0.00 /100	被保険者1人につき 20,200 円	世帯につき 21,300 円
後期高齢者医療支援金分	課税所得額× 2.79 /100	固定資産税額× 0.00 /100	被保険者1人につき 8,800 円	世帯につき 7,700 円
介護納付金分	課税所得額× 2.27 /100	固定資産税額× 0.00 /100	被保険者1人につき 8,700 円	世帯につき 7,200 円

* 所得割額の課税所得額は、総所得金額から基礎控除額等を差し引いた金額です。

被保険者の資格状況・内訳

被保険者氏名	4/1	月別資格												課税所得額 (円)	固定資産税額 (円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
駒ヶ根 太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,170,000	0
駒ヶ根 雪子	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1,370,000	0

医療給付費分及び後期高齢者医療支援金分の更正事由	介護納付金分の更正事由

★Ⅰ 医療給付費分；国保被
保険者が、病気やけがをして
病院等にかかった際の医療費
の支払いなどに使われます。
★Ⅱ 後期高齢者医療支援金
分；75歳以上の人を対象と
する後期高齢者医療制度を支
えるための財源に充てられま
す。
※★Ⅰ・★Ⅱは、国保被保険者
全員が対象となります。
★Ⅲ 介護納付金分；40歳以
上65歳未満の国保被保険者
は、介護保険の保険料を国保
税と合わせて納付します。

世帯内の被保険者の加入状況
と計算の基となっている各々
の所得額と固定資産税額が記
載されています。
被保険者ごと“○”又は
“◎”が付いている月につい
て計算されています。
◎；40歳以上65歳未満の
国保被保険者
○；上記以外の国保被保険者
※；擬制世帯主(所得割・
資産割・均等割には算入
されません。)